

印紙
収入

- | | | | |
|---|--------------------------------------|---|---|
| 4 | 請負代金額
うち取引に係る
消費税及び
地方消費税の額 | ¥ | |
| | | ¥ | |
| 5 | 契約保証金 | 免 | 除 |
| 6 | 調 停 人 | な | し |

上記の製造について、発注者「 」と請負者「 」とは、おのおの対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、発注者及び請負者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

住 所
発 注 者

官職氏名 印

住 所

請 負 者

氏 名

(総 則)

第1条 発注者及び請負者は、頭書の製造の契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別冊の図面及び仕様書（入札説明書及び入札説明書に対する質問解答書を含む。以下これらの図書及び仕様書を「設計図書」という。）に従いこれを履行しなければならない。

2 この契約に関し、設計図書に特別の定めがある場合を除き、製造目的物を完成するために必要な一切の手段については、請負者がその責任において定めるものとする。

3 この契約の履行に関し、請負者から発注者に提出する書類は、発注者の指定するものを除き、第8条に規定する監督職員（以下「監督職員」という。）を経由するものとする。

4 前項の書類は、監督職員に提出された日に発注者に提出されたものとみなす。

5 発注者及び請負者は、この契約に関し、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律 第51号）に規定する法定計量単位を使用するものとする。

(関連工事の調整)

第2条 発注者は、請負者の施工する製造が発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事等と施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、請負者は、発注者の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(内訳明細書及び工程表)

第3条 請負者は、契約締結後14日以内に設計図書に基づく内訳明細書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成して発注者に提出するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第4条 請負者は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、又は承継せしめ若しくは担保に共してはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。

(一括再委託の禁止)

第5条 請負者は、業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 請負者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 請負者は、製造の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りではない。

4 発注者は、請負者に対して、製造の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号または名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(下請負人の通知)

第6条 発注者は、請負者に対して、下請負人につきその名称その他必要な事項の通知を求めることができる。

(特許権等の使用)

第7条 請負者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている製造方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその製造方法を指定した場合において、設計図書に特許権その他第三者の権利の対象である旨の明示がなく、かつ、請負者がその存在を知らなかったときは、発注者は、請負者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第8条 発注者は、自己に代わって監督し又は指示する監督職員を定めたときは、書面によりその官職及び氏名を請負者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち、発注者が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

一 契約の履行についての請負者又は請負者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

二 設計図書に基づく製造のための詳細図等の作成及び公布又は請負者が作成したこれらの図書の承諾

三 設計図書に基づく製造工程の管理、試験立会及び据付調整時における施工状況の工程管理、立会、据付状況確認又は使用材料の試験若しくは確認

四 関連する2以上の製造等における工程等の調整

3 発注者は、2名以上の監督職員を置き前項の権限を分担させたときは、それぞれの監督職員の有する権限の内容を、また、監督職員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときは当該委任したときの内容を、それぞれ書面により請負者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督職員の指示又は承諾は、原則として、書面によりこれを行わなければならない。

(現場代理人等)

第9条 請負者は、次の各号に掲げる者を定め、書面によりその氏名を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 主任技術者（製造にあたり技術上の管理をつかさどる技術者）

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、この契約書に基づく請負者の権限（請負代金額の変更、工期の変更、請負代金額の請求及び受領、次条第1項、第2項、第5項及び第6項に係る権限並びにこの契約の解除に係るものを除く。）を行使することができる。

3 請負者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場代理人に委任せ

ず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を書面により通知しなければならない。

4 現場代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。

（製造関係者に関する措置請求）

第10条 発注者又は監督職員は、現場代理人がその職務（主任技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、請負者に対してその理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2 請負者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面により発注者又は監督職員に通知しなければならない。

3 発注者又は監督職員は、主任技術者（現場代理人を兼任する者を除く。）、その他請負者が製造するために使用している下請負人、労働者等で、製造の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

4 請負者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面により発注者又は監督職員に通知しなければならない。

5 請負者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを求めることができる。

6 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面により請負者に通知しなければならない。

（使用材料の品質及び確認等）

第11条 据付調整に使用する材料（以下「使用材料」という。）につき設計図書にその品質が明示されていないものは、中等の品質を有するものとする。

2 請負者は、設計図書において監督職員の確認を受けて使用すべきものと指定された使用材料については、当該確認に合格したものを使用しなければならない。

3 監督職員は、請負者から前項の確認を求められたときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

4 第2項の確認に直接必要な費用は、請負者の負担とする。

（監督職員の立会）

第12条 請負者は、設計図書において工場試験立会及び据付調整時における立会を行うものと指定されたものについては、当該立会を受けなければならない。

（支給品）

第13条 発注者から請負者へ支給する機器等（以下「支給品」という。）の名称、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 発注者又は監督職員は、支給品を請負者の立会のうえ確認して引き渡さなければならない。
この場合において当該確認の結果その品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は、使用に適當でないと認めたときは、請負者は遅滞なく書面によりその旨を発注者又は、監督職員に通知しなければならない。
- 3 請負者は、支給品の引き渡しを受けたときは、遅滞なく発注者又は監督職員に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 発注者又は監督職員は、請負者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、第6項の規定により当該支給品の品質、数量等の変更を行わなければならない。
- 5 発注者は、前項の規定にかかわらず、請負者に対してその旨を明らかにした書面により当該支給品の使用を要求することができる。この場合においては、第16条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 6 発注者は、必要があると認めるときは、支給品の名称、数量、品質、規格、若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。この場合においては、第16条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。
- 7 請負者は支給品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 8 請負者は支給品の引き渡しを受けた後、当該支給品に第2項の検査により発見することが困難であったかくれた瑕疵があり、使用に適當でないと認めたときは、直ちに書面によりその旨を監督職員に通知しなければならない。この場合においては、第4項及び第5項の規定を準用する。
- 9 請負者は、製造目的物の完成、製造内容の変更等によって不要となった支給品を設計図書で定めるところにより発注者に返還しなければならない。
- 10 請負者は、自己の故意又は過失により支給品が滅失もしくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 11 請負者は、支給品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督職員の指示に従わなければならない。

(設計図書不適合の場合の改造義務)

第14条 請負者は、製造が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、これに従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の責に帰すべき理由によるときは、第16条第1項後段、第2項及び第3項の規定を準用する。

(条件変更等)

第15条 請負者は、製造にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに書面によりその旨を監督職員に通知し、その確認を求めなければならない。

- 一 設計図書の表示が明確でないとき（図面と仕様書が交互符号しないこと及び設計図書に誤びゅう又は脱漏があることを含む。）。
- 二 設計図書に明示されてない製造の条件について予期することができない特別の状態が生じたとき。

- 2 監督職員は、前項の確認を求められたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を書面により請負者に通知しなければならない。
- 3 第1項の事実が発注者と請負者との間において確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、製造の内容の変更又は設計図書の訂正を行わなければならない。
 - 一 第1項第1号に該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う
 - 二 第1項第2号に該当し製造の内容を変更する場合で製造目的物の変更を伴うもの 発注者が行う
 - 三 第1項第2号に該当し製造の内容を変更する場合で製造目的物の変更を伴わないもの 発注者と請負者が協議して発注者が行う
- 4 前項の規定により、製造内容の変更又は設計図書の訂正がなされた場合において、必要があると認められるときは、発注者と請負者が協議して工期及び請負代金額を変更しなければならない。
- 5 請負者は、次の各号の一に該当するときは、10日以内に発注者に通知して製造の全部又は一部の施工を中止することができる。ただし、発注者が当該各号に掲げる期間内に合意、変更、訂正又は協議に係る決定を行わないことにつき、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。
 - 一 第1項の規定による確認を求めた後、20日以内に確認についての合意が成立しないとき。
 - 二 第2項の規定による確認についての合意が成立した後、発注者が20日以内に製造内容の変更又は設計図書の訂正を行わないとき。
 - 三 前項の協議を申し出た後、20日以内に協議がととのわないとき。

（製造の内容変更、中止等）

第16条 発注者は、必要があると認めるときは、請負者に対して書面による通知により製造の内容を変更し又は製造内容の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において、必要があると認められるときは、次項及び第3項に定めるところにより、工期若しくは請負代金額を変更し又は必要な費用等を発注者が負担しなければならない。

- 2 工期又は請負代金額の変更は、発注者と請負者が協議して定める。
- 3 発注者は、第1項の場合において、請負者が製造の続行に備え据付調整現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の据付調整の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は請負者に損害を及ぼしたときは、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は発注者と請負者が協議して定める。

（請負者の請求による工期の延長）

第17条 請負者は、天候の不良等その責に帰すことができない理由その他の正当な理由により工期内に製造を完成することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由をあきらかにした書面により工期の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注

者と請負者が協議して書面により定めなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第18条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、請負者に対して書面により工期の短縮を求めることができる。この場合における短縮日数は、発注者と請負者が協議して書面により定めなければならない。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、請負者と協議のうえ通常必要とされる工期の延長を行わないことができる。
- 3 前2項の場合において、必要があると認められるときは、発注者と請負者が協議して請負代金額を変更しなければならない。

(賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第19条 発注者又は請負者は、工期内に賃金又は物価の変動により請負代金額が不適當となったと認めたときは、相手方に対して書面により請負代金額の変更を求めることができる。

- 2 前項の規定による請求は、請負契約締結の日から12月を経過した後でなければこれを行うことができない。
- 3 発注者又は請負者は、第1項の規定による請求があったときは、変動前残請負代金額（請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残請負代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残請負代金額に相当する額をいう。）以下同じ。）との差額のうち変動前残請負代金額の15/1000を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 4 変動前残請負代金額及び変動後残請負代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と請負者が協議して定める。
- 5 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度これを行うことができる。この場合においては、第2項中「請負契約締結の日」とあるのは「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 6 特別な要因により工期内に主要な使用材料の価格に著しい変動を生じ請負代金額が不適當となったと認められるときは、発注者又は請負者は、前各号の規定によるほか、協議により請負代金額を適当な額に変更することを求めることができる。
- 7 前項の特別な要因及び主要な使用材料並びに前項の適当な額の算出方法は、設計図書で定める。
- 8 工期内にインフレーションその他の予期することができない特別の事情により据付調整時の賃金又は物価に著しい変動を生じ請負代金額が著しく不適當となったときは、発注者請負者協議して請負代金額を変更するものとする。

(臨機の措置)

第20条 請負者は、製造時の災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、請負者は、あらかじめ監督職員の意見をきかなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、請負者はそのとった措置の内容を遅滞なく書面により監督職員に通知しなければならない。
- 3 監督職員は、災害防止その他製造時の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを求めることができる。
- 4 請負者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、請負者が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。この場合における発注者の負担額は、発注者と請負者が協議して定める。

(一般的損害)

第21条 製造目的物の引き渡し前に、製造物又は使用材料について生じた損害その他製造の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第23条第1項に規定する損害を除く。）は、請負者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。この場合において、火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、発注者と請負者が協議して発注者の負担額を定めるものとする。

(第三者に及ぼした損害)

- 第22条 製造の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除くほか、請負者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。
- 2 製造の施工に伴い通常避けることができない理由により第三者に損害を生じたときは、発注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち製造の施工につき請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものは、請負者がこれを負担する。
 - 3 前2項の場合その他製造の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び請負者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(天災その他の不可抗力による損害)

- 第23条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）であつて、発注者と請負者のいずれの責めにも帰すべからざるもの（以下「天災その他の不可抗力」という。）により、製造の出来形部分、仮設物、現場に搬入した使用材料又は建設機械器具に損害を生じたときは、請負者は、その事実の発生後遅滞なくその状況を書面により発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害（請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び火災保険その他の保険等によりてん補されるものを除く。以下この条において同じ。）に状況を確認し、その結果を書面により請負者に通知しなければならない。
 - 3 請負者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、発注者に対して書面により損害額の負担を求めることができる。この場合において発注者が負担すべき額は、発注者と

請負者が協議して定める。

- 4 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片づけに要する費用は、発注者がこれを負担する。この場合において発注者が負担すべき額は、発注者と請負者が協議して定める。

(検査及び引き渡し)

第24条 請負者は、製造が完成したときは、その旨を書面により発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10日以内に請負者の立会のうえ製造の完成を確認するための検査を完了しなければならない。この場合においては、発注者は、当該検査の結果を書面により請負者に通知しなければならない。
- 3 発注者は前項の検査によって製造の完成を確認した後、請負者が書面により引き渡しを申し出たときは、直ちに当該製造目的物の引き渡しを受けなければならない。
- 4 発注者は、請負者が前項の申出を行わないときは、請負代金額の支払いの完了と同時に当該製造目的物の引き渡しを求めることができる。この場合においては、請負者は、直ちにその引き渡しをしなければならない。
- 5 請負者は、製造が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を製造の完成とみなし、前4項の規定を準用する。

(請負代金の支払い)

第25条 請負者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面により請負代金額の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して30日以内に請負代金額を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第26条 発注者は、第24条第3項又は、第4項の規定による引き渡し前においても、製造の全部又は一部を請負者の書面による同意を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その部分使用を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第1項の使用により、請負者に損害を及ぼし又は請負者の費用が増加したときは、その損害を賠償し又は増加費用を負担しなければならない。この場合における賠償額又は負担額は、発注者と請負者が協議して定める。

(部 分 払)

第27条 請負者は製造の完成前に、製造の出来形部分及び検査済使用材料に相応する請負代金額の9/10以内の額について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は工期中 回を超えることができない。

- 2 請負者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る製造の出来形部分又は検査済材料の確認を書面により発注者に求めなければならない。この場合において、発注者は、遅滞なくその確認をするための検査を行い、その結果を書面により請負者に通知しなければならない。
- 3 請負者は、第2項の規定による確認があったときは、書面により部分払を請求することが出来る。この場合においては、発注者は、当該請求のあった日から起算して14日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 4 第3項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額からすでに部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

(部分引渡し)

第28条 製造について、発注者が設計図書において製造の完成に先だって引き渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該部分の製造が完了したときについては、第24条中「製造」とあるのは、「指定部分に係る製造」と、同条第4項及び第25条中「請負代金額」とあるのは「指定部分に相応する請負代金額」と読み変えて、これらの規定を準用する。

(第三者による代理受領)

第29条 請負者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により請負者が第三者を代理人とした場合において、請負者の提出する支払請求書に当該第三者が請負者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第25条（前条において準用する場合を含む。）の規定に基づく支払いをしなければならない。

(瑕疵担保)

第30条 製造に瑕疵があるときは、発注者は、請負者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第24条第3項又は第4項の規定による引き渡しを受けた日から2年以内に、これを行わなければならない。ただし、その瑕疵が請負者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求のできる期間は10年とする。
- 3 発注者は、製造目的物の引き渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定に

かかわらず、遅滞なく書面によりその旨を請負者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることができない。ただし、請負者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りではない。

- 4 製造が第1項の瑕疵により消滅又はき損したときは、発注者は、第2項に定める期間内で、かつ、その消滅又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、製造の瑕疵が支給品の性質または発注者若しくは監督職員の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、請負者がその支給品または指示の不適切であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(製造完成保証人)

第31条 削除

(履行遅滞の場合における損害金等)

第31条の2 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、業務委託料から第27条の規定による業務の履行部分に相応する業務委託料相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第25条第2項若しくは第27条第3項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の解除権)

第32条 発注者は、請負者が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 その責に帰すべき事由により工期内又は工期経過後相当の期間内に製造を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。
- 二 正当な理由がないのに、製造に着手すべき時期を過ぎても製造に着手しないとき。
- 三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 四 第34条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- 五 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加え

る目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第32条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、請負者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条の規定によりこの契約が解除された場合

二 請負者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 請負者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 請負者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 請負者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

第33条 発注者は、製造が完成しない間は、第32条に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより請負者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者請負者協議して定める。

（請負者の解除権）

第34条 請負者は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

一 第15条第5項の規定により製造の全部又は一部の施工を一時中止した場合において、製造を継続することにより重大な損害を受けるおそれがあると明らかに認められるとき。

二 第16条第1項の規定による製造内容を変更したため請負代金額が2/3以上減少したとき。

三 第16条第1項の規定による製造の施工の中止期間が工期の5/10（工期の5/10が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が製造の一部のみの場合は、その一

部を除いた他の部分の製造が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

四 発注者が契約に違反し、その違反により製造を完成することが不可能となったとき。

(解除に伴う措置)

第34条の2 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった使用材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を請負者に支払わなければならない。

2 請負者は、この契約が解除された場合において、支給品があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。

この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

3 請負者は、この契約が解除された場合において、施工場所等に請負者が所有又は管理する使用材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、請負者は、当該物件を撤去するとともに、施工場所等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

4 前項に規定する撤去並びに修復及び取り片付けに要する費用は、請負者が負担する。

5 第3項の場合において、請負者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又製造用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、請負者に代わって当該物件を処分し、製造用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、請負者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

6 第2項前段に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第32条又は第32条の2第2項の規定によるときは発注者が定め、第33条又は第34条の規定によるときは、請負者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第2項後段、第3項に規定する請負者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が請負者の意見を聴いて定めるものとする。

(火災保険等)

第35条 請負者は、製造目的物等を設計図書で定めるところにより火災保険その他の保険に付さなければならない。

2 請負者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券を遅滞なく発注者に提示さなければならない。

3 請負者は、製造目的物等を、第1項の規定による保険以外の保険に付したときは、遅滞なくその旨を発注者に通知しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第36条 請負者がこの契約に基づく賠償金、損害金または違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払いの日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、請負者から遅延日数に付き年5パーセントの割合で計算した額の遅滞金を徴収する。

(紛争の解決)

第37条 削除

(秘密の保持)

第38条 請負者は、この契約を遂行するにあたり知り得た発注者の秘密を他に漏らしてはならない。

(談合等不正行為があった場合の違約金等)

第39条 請負者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、請負者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は請負者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規程に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が請負者又は請負者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、請負者等に対する命令で確定したものをいい、請負者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、請負者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が請負者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するもの

であるとき。

四 この契約に関し、請負者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 請負者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、請負者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

（補 則）

第40条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と請負者が協議して定める。